

下呂市高齢者等見守りネットワーク事業フロー図

日常業務（訪問や配達、店舗での接客など）

高齢者や障がい者の何らかの異変を発見

【異変の例】

- ① 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ② 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着ている。
- ③ お店などで、勘定ができない、同じものを大量に購入している。 など

【緊急時の例】

- ① 意識がおかしい、もうろうとしている。
- ③ 大量の出血をしている。 など

※詳しくは、別紙「支援機関に連絡を要する具体例」をご確認ください。

連絡

- ① 事業所の責任者に連絡
- ② 責任者は状況の聞き取り（氏名、住所、内容等）を行い、支援機関（下呂市地域包括支援センター 電話 53-2100）に連絡する。
※夜間、土日、祝祭日等の場合は、支援機関の翌営業時間内に連絡をしてください。

連絡

報告

【下呂市の支援機関（平日 8:30~17:15）】

- ① 下呂市地域包括支援センター 電話 53-2100
 - ② 下呂市福祉事務所 電話 52-3936
- ※支援機関は、互いに連携をして支援を行う。

緊急時

連携

- ・救急 電話 119
- ・警察 電話 110
- ・近所の人を呼び

対応

高齢者、障がい者

連携

対応支援

【関係機関】

- ・民生委員児童委員
- ・下呂市社会福祉協議会（福祉委員）
- ・居宅介護支援事業所
- ・障がい者生活相談センター など